



2022年4月19日
一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

CCUSの登録料、利用料の請求金額に疑義がある場合の取扱いについて（お知らせ）

CCUSの技能者・事業者登録料、管理者ID利用料並びに現場利用料の登録料、利用料のお客様への請求は建設キャリアアップシステム利用規約に基づき、利用申し込み時又は更新時の内容に応じて行っているところですが、請求金額に疑義がある場合は、

- ・ 支払期限があるもの（管理者ID利用料、現場利用料）については、請求書に記載されている「支払期限」までに、
- ・ 支払期限がないもの（技能者・事業者登録料）については、可能な限り速やかに、建設キャリアアップシステムのホームページのお問い合わせフォーム（お問い合わせ項目「⑧支払いについて確認したい」を選択）より、お問い合わせセンターまでお問い合わせ下さいますようお願い致します。

以上